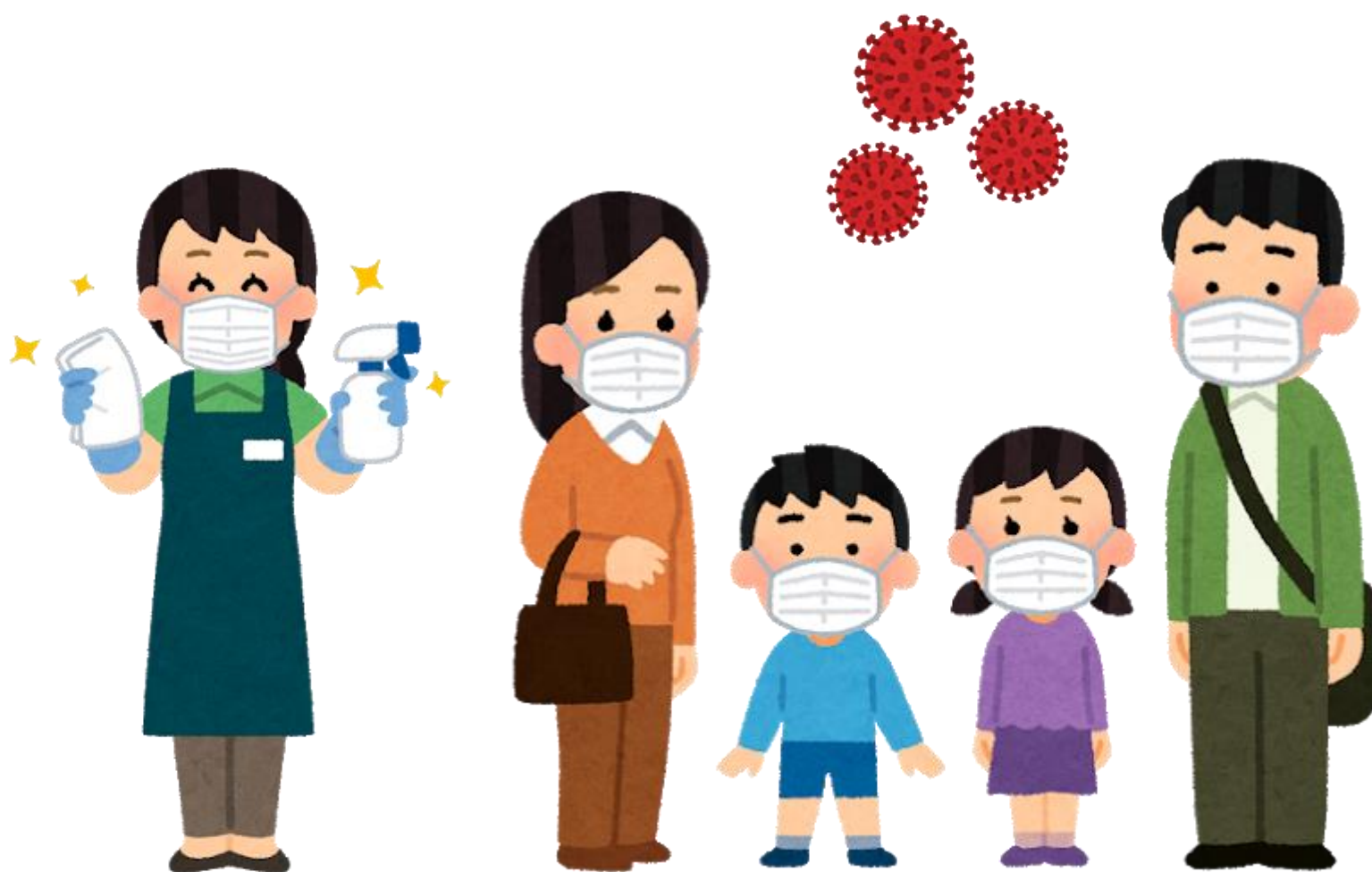


避難所運営の手引き

感染症対策編



奈良市危機管理課

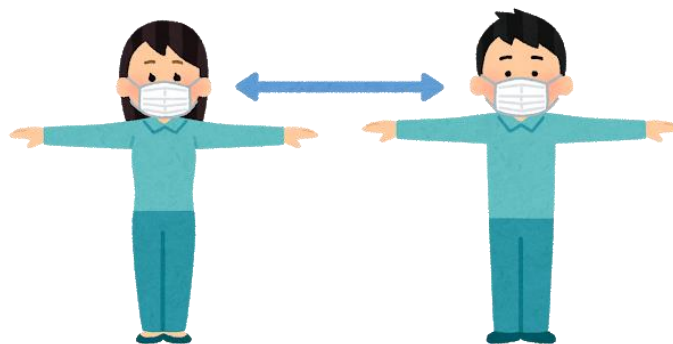
はじめに

過去の地震等では、避難所でノロウイルスやインフルエンザ等の感染症の集団感染が起きていることから、避難所においても感染を防止するための対策が必要です。

手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、「3つの密（密集・密接・密閉）」を避けるため、平時からの事前準備と、避難所開設・運営時の対応を適切に行うことが重要です。

そのため「避難所運営の手引き～避難所開設基本編」の別冊として、「避難所運営の手引き～感染症対策編」を作成しました。

①平時の事前準備、②避難所開設時、③避難所運営時の3つの段階に分けて、重要な対策をまとめていますので、各地区においては、本手引きを参考に、避難所開設キットを使用し、避難所における感染を防止しながら、地域の実情に応じた円滑な避難所運営が行えるよう取り組んでください。



01 平時の事前準備

1 十分な避難所スペースの確保

避難所が密集場所となることを防ぐため、体育館以外の教室などの活用や届出避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所を開設し、避難者が集中しないよう努めます。

主な検討事項は次のとおりです。

(1) 学校や公民館の空き教室の使用

学校や公民館の空き教室について、発熱・咳等がある方の専用スペースとしての活用も検討し、施設利用計画を作成しておきましょう。



2 適切な避難行動についての地域住民への周知

適切な避難行動についての住民周知を行いましょう。

(1) 指定避難所以外への避難の検討

親戚や友人の家、旅館やホテル、自宅での垂直避難（在宅避難）、届出避難所等指定避難所以外への避難も検討しましょう。

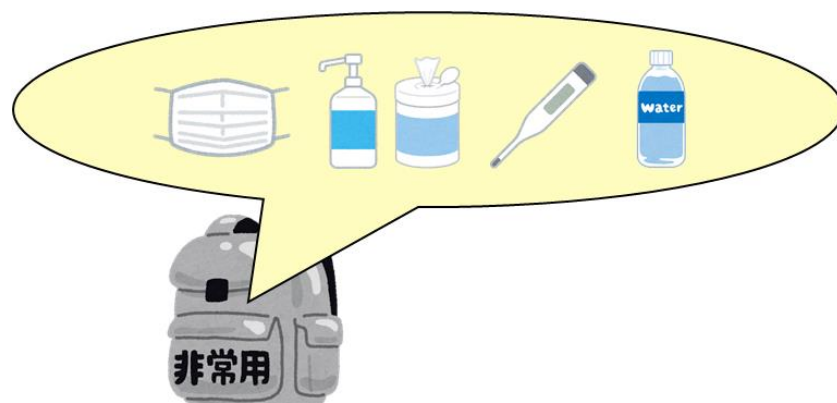
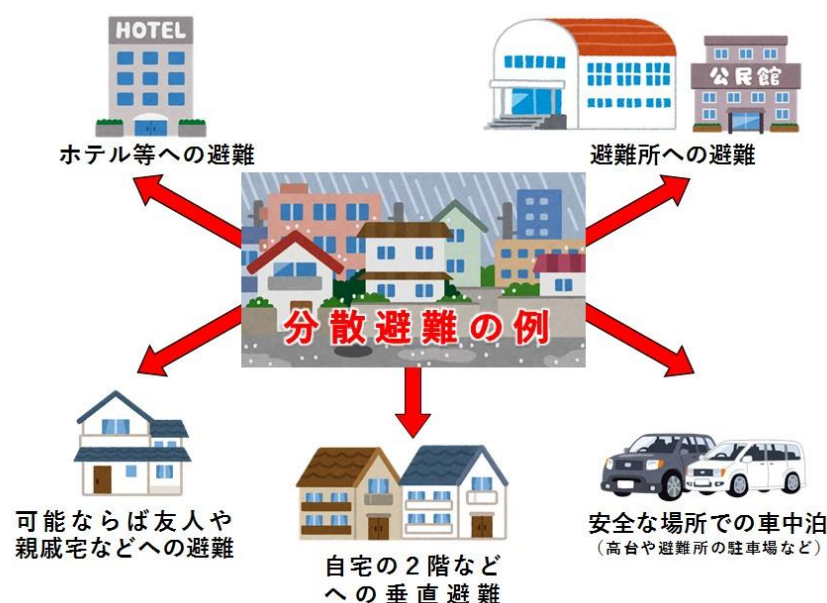
※指定避難所以外の避難所を開設する際は適切に情報発信を行いましょう。

(2) 必要な物資等の持参

避難生活において必要となるものを可能な限り持参することが必要です。

特に、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、体温計、手指消毒剤、スリッパ、タオル、ごみ袋等は、できる限り各自で用意しておき、避難の際には持参しましょう。

※ マスクの着用や体温計等の持参については、住民への避難の呼びかけの際にも周知しましょう。

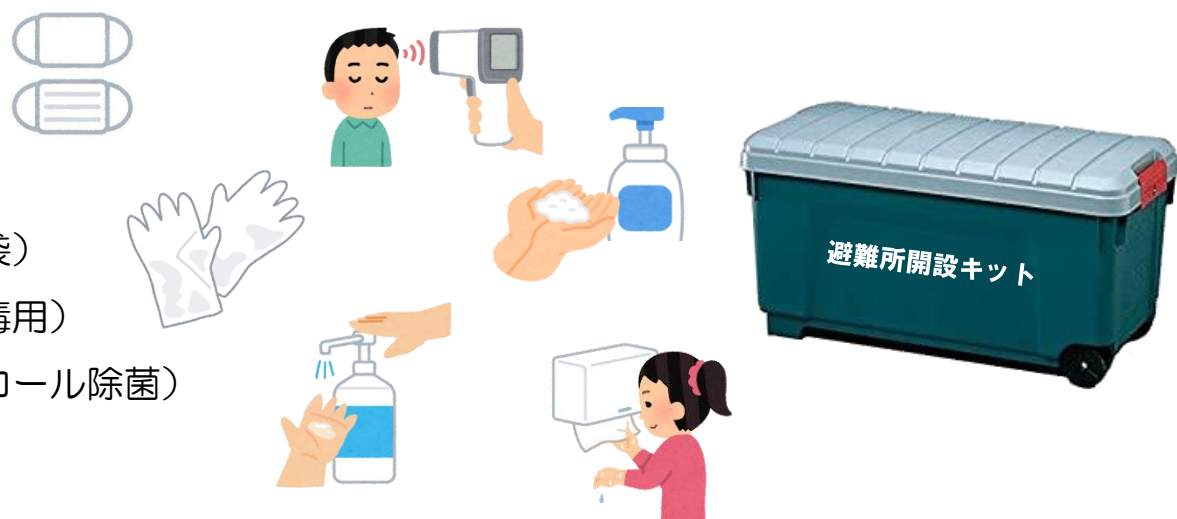


3 感染症対策に必要な用品の準備

避難所における感染症対策に必要な用品について、避難所開設キットも活用し、十分に確保しておきましょう。

(1) 避難所開設キットに収納されている感染予防用品

- ・マスク
- ・非接触型温度計
- ・ハンドソープ
- ・ポリグローブ（使い捨て手袋）
- ・アルコール消毒液（手指消毒用）
- ・ウェットティッシュ（アルコール除菌）
- ・ペーパータオル



(2) 奈良市で備えている関連用品

- ・間仕切りテント
- ・敷マット
- ・折り畳みベッド

(3) 更に準備すれば効果的な用品

- ・段ボールベッド
- ・簡易テント
- ・パーティション
- ・消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・防護着
- ・不織布キャップ
- ・レインウェア（上下）
- ・ゴーグル
- ・フェイスシールド
- ・使い捨てのゴム手袋
- ・長靴 など



4 避難所レイアウトの検討

避難所における避難者の配置について、感染症拡大防止の観点から十分に配慮しましょう。

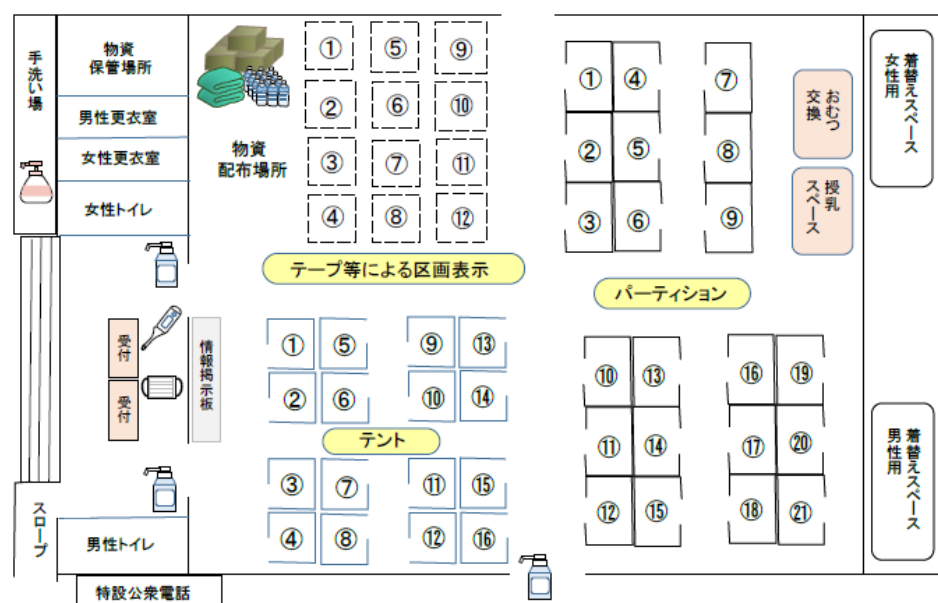
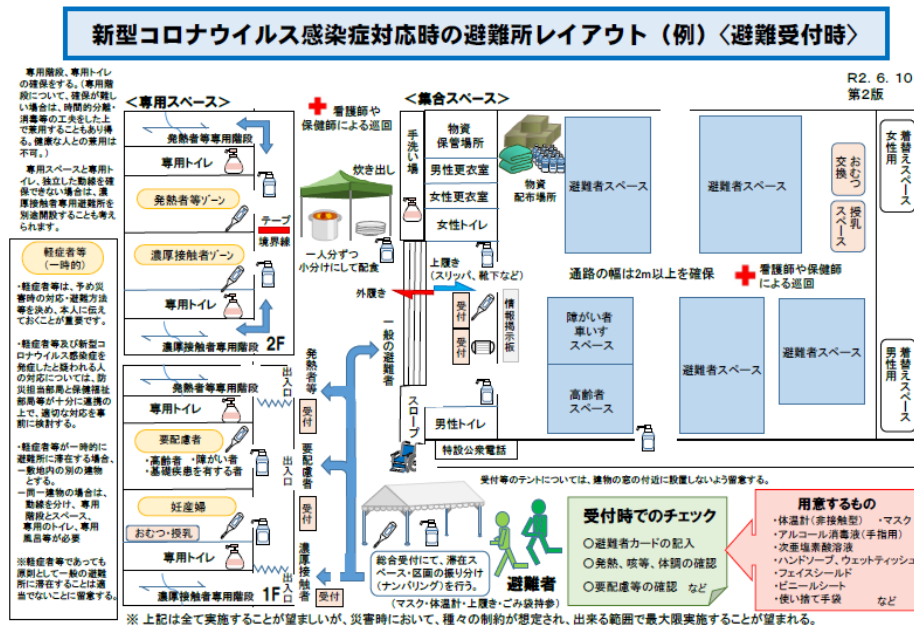
参考様式1 避難所レイアウト（内閣府等）

（１）スペースの確保

【一般の避難者への対応】

十分なスペースを確保し、「3密」の状態を防ぐようレイアウトを検討しましょう。

- ・家族は同じスペースを使用し、人数に応じて広さを調整しましょう。
- ・各区画の間は十分にあげましょう。
- ・テープ等による区画、パーティション、テントゾーンの通路の幅は車椅子を考慮し、1m以上取りましょう。
- ・身体的距離を確保できない場合は、飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションを設置します。



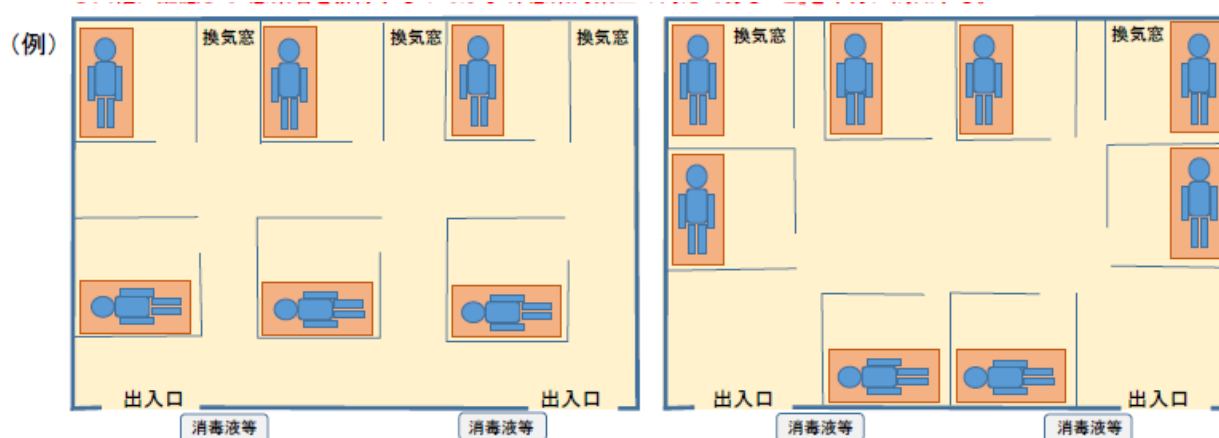
【症状（発熱・咳・嘔吐・下痢等）がある方への対応に必要な措置】

① 専用スペースの設定

- ・一般避難スペースとは別の棟・階などにある専用スペースを設定しましょう。
- ・個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切り等で分離しましょう。また、呼吸器症状（咳等）と消化器症状（嘔吐・下痢）等症状により、部屋・エリアを分けましょう。
- ・換気ができる部屋を使用しましょう。
- ・可能な限り専用トイレを用意しましょう。特に、トイレは一般避難者と症状のある方が一緒に使用しないようにすることが望めます。

② 専用の動線の設定

- ・建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別の専用入口を設定します。入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討しましょう。
- ・他の避難者とできるだけ交わらないよう、それぞれの専用の動線を確保しましょう。



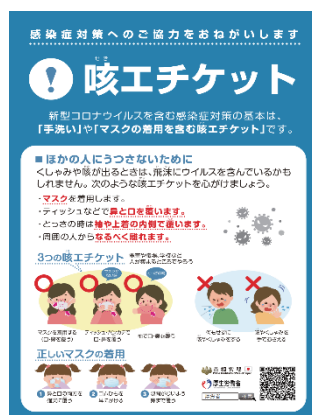
③ 専用のゴミ箱を設置（可能な限りフタ付きの物を準備）しましょう。



(2) 避難住民向け案内表示の準備

手洗い、マスクの着用を含む咳エチケット、「3密」の回避、スタッフに申し出るべき症状などをまとめた案内表示を「避難所開設キット」に収納してあるので、活用しましょう。

参考様式2 避難所内掲示物（避難所開設キット）



02 避難所開設時

1 レイアウトに基づく設営

あらかじめ作成したレイアウト案に基づき設営を行いましょう。

- (1) 発熱・咳等がある者に対応できる専用スペースの準備
- (2) 消毒液及び配布用マスクの配置、間仕切り等の設置
- (3) 居住スペースの区画分け（養生テープ貼り付け、間仕切り等設置）
- (4) 感染症対策に関する案内表示の掲示
- (5) 施設の消毒

2 避難者の受付時の対応

避難者の情報や体調等を適切に把握するため、避難所受付において次の対応を行いましょう。

(1) 検温・問診の実施

受付時に発熱・咳等がある方は、速やかに専用スペースに移動していただきます。
また、検温・問診の際は、受付待ちの避難者が密接しないよう留意しましょう。

参考様式3 健康チェックシート



(2) 症状（発熱・咳・嘔吐・下痢等）がある者の隔離

症状がある方は、避難所内の専用スペースへ一時的に隔離するとともに、
災害対策本部へ報告し、その指示に従います。

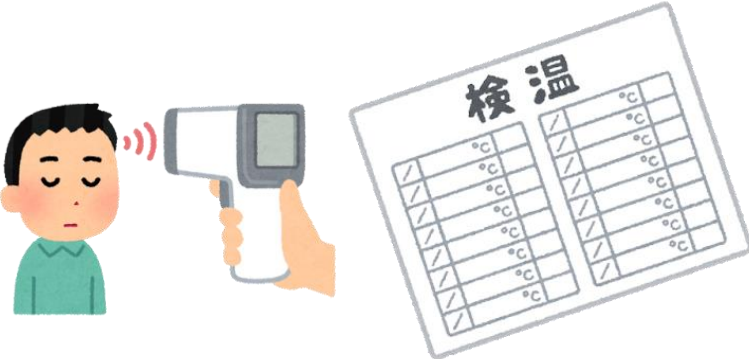
専用スペースが確保できない場合は、車中で待機していただくことも検討
しましょう。



(3) 避難者への感染症対策の周知

避難者に対して次の事項に関し周知し、感染症対策への協力を要請しましょう。

- ① 「3密」の回避
- ② 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策
 - ・マスクの着用
 - ・手指の消毒の徹底
 - ・靴はビニール袋に入れて保管
 - ・ゴミはビニール袋で密閉して処理 など



(4) 避難者情報の管理

感染者が発生した場合に備え、受付時に避難者の情報を管理します。

避難者の氏名、年齢、性別、連絡先、車両ナンバー（車で避難してきた場合）などを記録しておき、万が一感染者が発生した場合の追跡調査に備え、少なくとも2週間は保管しておきましょう。なお、個人情報であることから、厳重な管理を行いましょう。

奈良市避難所運営ガイドライン 参考様式-6

参考様式-6 避難者カード(世帯単位)

【避難者の方へ】
① このカードは、感染症又は代替の方が書いて記録の管理にしてください。
② このカードによって避難者の人数把握を行います。世帯単位で記入してください。
③ 「緊急避難者」には、市外・県外の場合は必ず「県外」を記入してください。
④ 避難者の氏名は必ず記入してください。避難者の氏名は必ず記入してください。
⑤ 避難者の年齢は必ず記入してください。避難者の年齢は必ず記入してください。
⑥ 避難者の性別は必ず記入してください。避難者の性別は必ず記入してください。
⑦ このカードに記入の内容は、避難者保護を目的とするものであり、それ以外の用途には使用しません。
⑧ 記入の際は、必ず「記入」の欄に記入してください。

氏名	年齢	性別	備考	入所日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※ 備考欄に記入する場合は、必ず「備考」の欄に記入してください。
※ 備考欄に記入する場合は、必ず「備考」の欄に記入してください。



03 避難所運営時

1 避難者の体調管理

避難者及び避難所運営委員は、避難所開設中、定期的に体調確認を実施しましょう。
なお、一般スペースだけでなく、車中泊・テント泊等による避難者がいる場合は、その避難者に対しても対応の漏れがないよう留意しましょう。

参考様式4 毎日の健康チェックシート

2 緊急時対応（感染の疑いのある方の隔離等）

避難所において感染の疑いがある方が出た場合は、災害対策本部へ報告するとともに、以下の手順で対応しましょう。

（１）該当者の隔離

感染の疑いがある方を専用スペースに隔離しましょう。専用スペースは、あらかじめ検討・用意していた個室等を使用します。個室等の専用スペースが確保できない場合は、車中での離隔を検討しましょう。

隔離に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保し、一般の避難者と交わらないよう留意しましょう。

（２）施設の消毒

感染の疑いがある方が使用した箇所、汚染したトイレ等については、消毒液（アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウムなど）を使用して消毒を実施しましょう。

※アルコール消毒：インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に有効

※次亜塩素酸ナトリウム：ノロウイルス、他ほとんどの感染症に有効



3 感染症対策の徹底・継続

避難者及び避難所運営委員は、以下の基本的な感染症対策を継続して行いましょう。

(1) 「3密」の回避

1 m以上の間隔の通路を設けておくことで、避難者間の距離を確保するとともに、1時間に2回程度、対角方向の窓を開けるなどして換気を行いましょう。



(2) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策

一人ひとりの手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要となります。手洗いの励行とともに、3つの咳エチケットを周知しましょう。



(3) 避難所の衛生環境の確保

定期的及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤や消毒液（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムなど）等を用いて、物品や頻繁に手で触れる部分（手すりやドアノブ等）の清掃・消毒を行いましょう。



(4) 換気

常時換気可能な施設は時間を決めず、換気を継続して行います。常時換気が困難な施設は、定期的に換気を行いましょう。



(5) 避難所閉鎖時の対応

避難所閉鎖時には、避難所として活用した全ての箇所について消毒を実施しましょう。



手を洗おう



消毒しよう



うがいしよう



マスクをしよう



換気しよう